

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 県土整備部まちづくり課

法令名	都市計画法	法令番号	昭和43年法律第100号
手続名	開発許可を受けた土地における予定建築物以外の建築許可	根拠条項	第42条第1項
審査基準	<p>(開発許可を受けた土地における建築等の制限)</p> <p>○ 何人も、開発許可を受けた開発区域内においては、工事の完了公告があった後は、当該開発許可に係る予定建築物等以外の建築物等を建築してはならず、また、建築物を改築し、又はその用途を変更して当該開発許可に係る建築物以外の建築物としてはならない。</p> <p>ただし、県知事が当該開発区域における利便の増進上若しくは開発区域及び周辺の地域における環境の保全上支障がないと認めて許可したとき、又は当該開発区域内の土地について用途地域などが定められているときはこの限りではない。</p>		
	<p>(予定建築物以外の建築許可の審査基準)</p> <p>○ 市街化調整区域の場合</p> <p>次のいずれかの該当する場合を基準とする。</p> <p>① 許可申請に係る建築物が法第29条第1項第2号若しくは第3号又は法第34条の2第1項に規定する建築物である場合</p> <p>② 当該申請が法43条第1項第1号から第3号まで又は第5号に該当する場合</p> <p>③ 許可申請にかかる建築物又は特定工作物が法第34条第1号から第12号までに規定する建築物又は特定工作物でその用途と法第33条第1項第2号、第3号及び第4号に規定する基準とを勘案して支障がないと認められ、かつ、当該区域に法第41条第1項の制限を定めるに際して用途地域を想定した場合は、許可申請に係る建築物の用途がこれに適合するか又は建築基準法第48条の規定に準じて例外許可ができると認められるものである場合</p> <p>④ 都市計画法施行令第36条第1項第3号ホに該当する場合であって、あらかじめ開発審査会の議を経たもの</p>		
受付機関	各市町村	処理機関	各土木事務所 まちづくり課
		交付機関	各土木事務所 まちづくり課
		標準処理期間	30日
		標準経由期間	上記に含む日
		目次 No.	18-1

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 県土整備部まちづくり課

法令名	都市計画法		法令番号	昭和43年法律第100号	
手続名	開発許可を受けた土地における予定建築物以外の建築許可（続き）		根拠条項	第42条第1項	
審査基準	<p>○ 用途地域が定められていない区域内（市街化調整区域を除く） 当該開発区域における利便の増進上若しくは開発区域及び周辺の地域における環境の保全上支障がないと認められる場合に限り許可を行う。商業施設等集客施設へ変更する場合は、接道する道路管理者等と再協議する必要があること。</p> <p>○ 大規模な改築等に伴って道路等公共施設の変更が行われる場合は、新たな開発行為となること。</p> <p>○ その他国の各種通知や旧通達等を参考にして許可を行う。</p>				
	受付機関	各市町村	処理機関	各土木事務所 まちづくり課	交付機関
		標準処理期間		30日	目次
		標準経由期間		上記に含む日	No.
					18-2